

第2回 農業委員会定例総会

開催日時	令和8年7月29日（水） 午後1時31分～午後2時29分
開催場所	佐川町役場 2階大会議室
出席委員	農業委員 出席8名 1番長山 朋幸 3番森田 有紀 4番氏原 延 5番田村 公史 6番澤村 重隆 7番横畠 悦子 8番藤田 省三 9番北添 正男 農地利用最適化推進委員 出席10名 田村 幸生 味元 健清 森 正彦 眞辺 千津子 岡村 建介 山口 修二 伊藤 洋章 土本 誠 岩佐 誠志 川瀬 一郎
欠席委員	農業委員 欠席1名 2番田村 和弘 農地利用最適化推進委員 欠席3名 田村 宮幸 永田 和道 邑田 昌平
事務局	事務局長 藤本 雅徳 係長 前田 紗歩 会計年度任用職員 大原 彰子
日程	第1 開会 第2 議事録署名委員選任 第3 報告 第4 議事 第1号議案 農地法第3条に関する件 第2号議案 農地法第5条に関する件 第3号議案 非農地証明願に関する件 第4号議案 地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件 第5 その他

	第6 閉会
会長	定刻になりましたので、これより第2回農業委員会定例総会を開催します。 本日は農業委員の2番田村和弘委員、農地利用最適化推進委員の田村宮幸委員、永田和道委員、邑田昌平委員の3名から欠席の報告が入っています。 定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、タブレット端末に送信のとおりです。 日程第2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、4番氏原延委員と6番澤村重隆委員を指名します。 つづきまして、日程第3. 報告に移ります。事務局より報告をお願いします。
事務局長	それでは、日程第3. 報告事項につきまして、報告します。 報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、13日から21日にかけて、経営開始型交付金受給者面談が役場において開催され、事務局より私や係長が出席しました。 こちらに関しましては、経営開始型交付金を受給している間と、受給終了後は受給期間と同じ期間の間、年2回の面談を行うことになっています。今回の対象は全部で8名となっており、ショウガ農家が4名、ニラ農家が1組、イチゴ農家が1名、トマト農家が1名、ピーマン・ナス農家が1名でした。 21日は午後からコスモス行政営農振興協議会の総会がJA高知日高支所において開催され、事務局より私が出席しました。 こちらに関しましては、令和7年度事業報告及び収支決算の承認、令和8年度事業計画及び収支予算の承認、役員改選の3つの議案について審議が行われ、すべて原案どおり可決されました。

２２日は組織会が役場において開催され、農業委員会会長及び会長職務代理者の互選や、農地利用最適化推進委員１３名の委嘱等が行われました。

２３日には認定農業者の計画変更に関する面談が役場において開催され、事務局より係長が出席しました。

こちらに関しましては、認定農業者が認定時に提出していた経営改善計画を変更するためであり、対象はイチゴ農家です。

２４日には令和８年度前期高岡郡協議会が四万十町役場において開催され、事務局より私と係長が出席しました。

こちらに関しましては、令和７年度の事業報告及び収支決算の承認と令和８年度の事業計画及び収支予算の承認の２つの議案について審議が行われ、すべて原案どおり可決されました。

２８日には、佐川町担い手育成総合支援協議会の幹事会が高吾農業改良普及所において開催され、事務局から係長が出席しました。

こちらに関しましては、認定農業者の計画変更２件についての審議と、佐川町基本構想の変更について話し合われました。

２９日は、本日の定例総会となっています。

また、今後の予定としましては、３１日のＪＡ高知ビルにて開催される常設審議委員会へ係長が出席する予定です。

こちらに関しましては、先月の総会において審議されました４条転用２件が第１種農地での転用であったことから、常設審議委員会での審議に付するものです。

	つづきまして、報告事項２．賃貸借解約届１件について報告します。 貸出人・借受人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。 なお、解約事由は病気のためとなっています。 つづきまして、報告事項３．農地法第３条の３第１項の規定による届け出書６件について報告します。 届出者や対象農地の詳細は議案書のとおりです。 届出事由は全て相続となっており、あっせん希望はありません。 つづきまして、報告事項４．形状変更届１件について報告します。 届出者や対象農地の詳細は議案書のとおりです。 変更理由は、隣接地の畑と同じ高さにするためです。 以上で報告を終わります。
会長	報告事項４．形状変更届について、確認委員さんの報告をお願いします。
７番横島委員	１番について報告します。 申請地は黒原集落で、黒岩中学校から南西へ約８００ｍの所にあります。 申請地の周囲については、東側は雑種地、西側は畑、南側は私道、北側は雑種地と一部茶畑で、関係者の承諾は得ています。 周辺への影響については、被害防除・地域農業の２点全て問題ありません。 以上のことから問題なしと判断しました。
会長	事務局と確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？
	【質疑等なし】

会長	質疑等がないようなので、これで報告を終わります。 つづきまして、第１号議案農地法第３条に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
係長	それでは、第１号議案農地法第３条に関する件７件について説明します。 譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。 １９番から２１番は贈与による所有権移転、それ以外は売買による所有権移転です。 また、全て行政書士の田中勇さんが代理人となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、１６番について、確認委員さんに代わり、事務局から報告をお願いします。
事務局長	１６番について報告します。 申請地は二ノ部丁集落で、斗賀野中央保育園から東へ約２５０ｍの所にあります。現在は水稻を耕作中で、許可後は露地で水稻を栽培予定です。 譲受人は、主に水稻を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	事務局の代読が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案１６番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案１６番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、１７番について、確認委員さんに代わり、事務局から報告をお願いします。
事務局長	１７について報告します。 申請地は二ノ部丁集落で、斗賀野中央保育園から東へ約２２０ｍの所にあります。現在は水稻を栽培中で、許可後は露地で水稻を栽培予定です。 譲受人は、主に水稻を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	事務局の代読が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案１７番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案１７番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、１８番について、確認委員さんの報告をお願いします。
３番森田委員	１８番について報告します。申請地は山瀬集落で、仕出し牧場荘から西へ約３００ｍの所にあります。現在は水稻を耕作中で、許可後は水稻を栽培予定です。

	譲受人は、主に水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案１８番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案１８番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、１９番について、確認委員さんからの報告をお願いします。
田村幸生推進委員	１９番について報告します。申請地は九反田集落で、ツルハドラッグ佐川店から北へ約１５０ｍの所にあります。現在は畑として耕した状態で、許可後は季節物野菜を栽培する予定です。 譲受人は、兼業農家で添付されている営農計画書では譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事する予定であり、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案１９番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案１９番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、２０番について、確認委員さんからの報告をお願いします。
田村幸生推進委員	２０番について報告します。申請地は九反田集落で、ツルハドラッグ佐川店から北へ約１３０ｍの所にあります。現在は小さな草が生えた状態で、許可後は季節物野菜を栽培する予定です。 譲受人は、兼業農家で添付されている営農計画書では譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事する予定であり、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案２０番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案２０番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、２１番について、確認委員さんからの報告をお願いします。
田村幸生推進委員	２１番について報告します。申請地は九反田集落で、ツルハドラッグ佐川店から北東へ約２００ｍの所にあります。現在は耕作放棄地の状態で、許可後は水稻や季節物野菜を栽培する予定です。 譲受人は、新規就農となり、添付されている営農計画書では譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。

	農作業に常時従事する予定であり、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案２１番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案２１番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、２２番について、確認委員さんからの報告をお願いします。
味元推進委員	２２番について報告します。申請地は虎杖野集落で、虎杖野公民館から東へ約２００ｍの所にあります。現在は畑に草が生えてきている状態で、許可後は露地で季節物野菜を栽培予定です。 譲受人は、主に水稻を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は親と共同利用しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案２２番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】

会長	賛成全員。よって、第１号議案２２番につきましては、申請のとおり決定しました。つづきまして、第２号議案農地法第５条に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
係長	第２号議案農地法第５条に関する件１件について説明します。 申請人や土地の所在、転用目的については議案書に記載のとおりです。 売買による所有権移転であり、土地代の坪単価は約２，０７８円となります。 農地区分は、街区の中の宅地面積が４０％を超えることから、第３種農地と判断しました。 また、行政書士の田村慶太さんが代理人となっています。 報告は以上です。
会長	それでは、欠席の確認委員さんに代わり事務局から報告をお願いします。
事務局長	４番について報告します。 申請地は三野集落で、三野踏切から南西へ約１００ｍの所にあります。 申請地の周囲については、東側はＪＲ線路、西側は譲渡人の農地、南側は住宅と畑、北側は住宅と町道で、関係者の承諾は得ております。 一般基準については、確実性・被害防除・地域農業の３点全て、問題はありません。 また、排水計画については、申請地の北側の既設排水路から農業用水路へ流す予定であり、周辺への影響はありません。 進入路についても、申請地北側の町道から確保できており、幅員や視界等進入路としての機能は十分であることから、許可相当と判断しました。

会長	事務局の代読が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第２号議案４番につきまして、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第２号議案４番につきましては、許可相当という意見を県知事に送付することに決定しました。 つづきまして、第３号議案非農地証明願に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
係長	第３号議案非農地証明願に関する件３件について説明します。 申請人や土地の所在、利用状況については議案書に記載のとおりで、７番以外は行政書士の田中勇さんが代理人となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、７番について、確認委員さんに代わり、事務局から報告をお願いします。
事務局長	７番について報告します。申請地は二ツ野集落で、聖神社から東へ約１２００ｍの所にあります。現在は山林となっています。 判断理由としては、申請地は山の中腹に位置し、急傾斜地で農機具等の進入路がなく、数十年にわたって耕作放棄された土地であることから、現況地目は山林と判断しました。 佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第６条第３号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。
会長	事務局の代読が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第３号議案７番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第３号議案７番は申請のとおり決定しました。 つづきまして、８番について、確認委員さんの報告をお願いします。
森推進委員	８番について報告します。申請地は川ノ内集落で、斗賀野峠から西へ約６００mの所にあります。現在は原野となっています。 判断理由としては、狭小・不便で石垣も一部崩壊しているうえ、草木が生い茂っている。２０年以上耕作しておらず、農地への復旧は困難と認められるためです。 佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第６条第３号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第３号議案８番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第３号議案８番は申請のとおり決定しました。 つづきまして、９番について、確認委員さんの報告をお願いします。
森推進委員	９番について報告します。申請地は川ノ内集落で、斗賀野峠から西へ約８００mの所にあります。現在は原野となっています。 判断理由としては、申請地は朽木峠近くで、川ノ内集落の最奥部で、狭小な棚田で、不便・非効率のため、２０年以上耕作されてなく、雑木が茂っており、農地への復旧は不可能と認められるためです。

	佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条第3号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案9番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第3号議案9番は申請のとおり決定しました。 つづきまして、第4号議案地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
係長	第4号議案について、説明します。 まず、初めての方もいらっしゃいますので、地域計画とは何か、簡単に説明させていただきます。 全国的に担い手の減少と耕作放棄地の増加が問題となる中、令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の改正により、「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されました。 地域計画とは、概ね10年後を見据えた地域の農地利用の将来像を明確化するものです。地域の実状を踏まえながら、農地の効率的な利用と地域農業の持続的発展を目指します。 今回、転用の計画をしている農地を地域計画から除外するよう、変更の申出が産業振興課へ提出されています。 地域計画の内容を変更する際には、農業経営基盤強化促進法第19条及び第20条に基づき、農業委員会が、町から変更に係る目標地図素案の作成の依頼を受け、作成した地図を、町へ提出することとなっております。このことから、今回、町が変更しようとする部分に関する、目標地図素案につきまして、議案として提出させていただいたものです。

	変更する部分につきましては、地域計画の地区数は１地区、農地の数は２筆となっており、変更の理由としては、いずれも転用申請する部分のみを地域計画から除く、といったものです。 また、本議案が可決されました後の事務処理としましては、事務局から町へ可決されました目標地図素案を提出し、その後、町が、地図と一体となった変更に係る地域計画について、関係機関の意見聴取を行うこととなっております。関係機関の中には農業委員会も入っていますので、町から変更計画に係る意見の照会が今後ありますが、その変更計画が、本総会にて可決いただいた目標地図素案の内容を踏まえた計画となっておることが確認された場合は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第１２の５の規定により、事務局長の専決にて、町へ回答させて頂きたいと思っております。 説明は以上です。
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第４号議案につきまして、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第４号議案につきましては、提案のとおり決定しました。 その他に移ります。 事務局の説明を求めます。
係長	私の方から、３点ほどお伝えいたします。 まず１点目としましては、全国農業新聞の購読についてです。 委員の皆さんの購読率１００％達成に向けて、ご協力のほどよろしくお願いします。 ２点目としましては、貸付希望農地についてです。

	今回は１件来ており、受理日が７月６日。佐川地区の１筆で面積が約４畝。貸し付け条件は特になく、賃料も特に希望はないとのことです。 場所については、お手元にお配りしている航空写真を参考にさせていただけたらと思います。 借り手に関する情報があれば、事務局まで連絡をお願いします。また、貸し手と直接話をする場合は連絡先を聞いていますので、事務局までお問い合わせください。 つづきまして、３点目は引き続き、情報共有・意見交換です。 新人の委員さんもいらっしゃるので、再度説明させていただきますが、昨年度から総会の際に委員の皆様が持っている農地や農家の情報を共有したり、いろいろなことでの意見交換をしたりする場を設けています。これは、皆様に活発な情報共有・意見交換を行うことにより、農地の最適化活動、農地の集約化・集積化、遊休農地の解消、新規参入へ繋げたいと考えたからです。 遊休農地だったところが解消された、転用申請が提出された覚えのない農地に転用行為がされている、今年農業をやめると言っていた人がいた、農地を探している人がいるなど情報や意見などが有ったらぜひお願いします。 私からは以上です。
会長	事務局からの説明がありましたが、まずは１点目の全国農業新聞についてですが、まだ購読されてない委員さんは、この機会にぜひ購読への協力をお願いします。 ２点目の貸付希望農地についてですが、心当たりのある委員さんは事務局まで連絡をお願いします。
	【情報共有・意見交換について、話し合われた】

会長	その他、特にないようなので、これで第2回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。 次の定例総会は、8月26日 水曜日 午後1時30分からとなりますので、ご注意ください。
----	---

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長：

議事録署名人：

議事録署名人：
